

# 岐阜県公報

第 三 千 号

平成三十年十一月二十日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更  
保安林の指定の解除の予定

(道路維持課) 七二二  
(揖斐農林事務所) 七二二

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 七二二  
(同) 七三三

## 告 示

岐阜県告示第五百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	南岐濃阜線	海津市海津町平原字貫川 一六九三番地先から 同 市同 町鹿野字村西 一六六〇番二地先まで	前	七 四 二 〇 四	五 六 七	
			後	九 八 三 七	五 六 七	

岐阜県告示第五百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。



金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十一月十二日

二 届出者の氏名又は名称

日電精密工業株式会社

三 建物の名称及び所在地

神戸ショッピングセンター

安八郡神戸町西浦一七三四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治 外四者

瑞穂市田之上一六八

(変更後) 株式会社トミダヤ 代表取締役 石田 慎治 外四者

瑞穂市田之上一六八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年十一月二十日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年十一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス那加桐野店

各務原市那加桐野外二ヶ所大字入会地字中野五番三 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・廃棄物について

(届出事項 新設)

平成三十年十一月二十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社